

判決年月日	平成17年10月31日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成17年(ネ)10079号		

○ 意匠権侵害差止等を求める訴訟において，意匠登録出願の願書の「意匠に係る物品の説明」欄の記載は「意匠に係る物品」欄に記載された物品の理解を助けるためのものであるから，登録意匠における物品の範囲は「意匠に係る物品」欄に記載された物品の区分によって確定されるべきであり，物品の類否の観点からも，被控訴人（一審被告）の販売等する物品と本件登録意匠に係る物品とは，使用の目的，使用の状態等が大きく相違し混同のおそれがあるとはいえず，本件登録意匠の権利範囲に属しないとして，控訴人（一審原告）の本件意匠権の効力が及ばないとされた事例

（関連条文）意匠法2条，3条，7条，23条

本件は，意匠に係る物品名を「カラビナ」とする意匠権を有する控訴人（一審原告）が，アルミ製等のハート型の形状をしたアクセサリーの販売等をしていた被控訴人（一審被告）に対し，上記意匠権の侵害を理由に，販売等の差止め及び廃棄並びに損害賠償を求めた事案である。原審は，上記商品が本件登録意匠の権利範囲に属するとは認められないとして，控訴人の請求を棄却し，控訴人がこれを不服として控訴したが，本判決は，以下のとおり判示して，控訴を棄却した。

本判決は，意匠登録出願の願書の「意匠に係る物品」欄には「カラビナ」と，「意匠に係る物品の説明」欄には「本願意匠に係る物品は，登山用具や一般金具として使用される他，キーホルダーやチェーンの部品等の，装飾用としても使用されるものである。」と記載されている点に関し，「カラビナ」の一般的な意味について，岩登り用具ないし登山用具を意味する物品として一般名称化しているとともに，意匠法7条（一意匠一出願），同法施行規則の別表の解釈から，「登録意匠における物品の範囲は，『意匠に係る物品』の欄に記載された物品の区分によって確定されるべきものであり，『意匠に係る物品の説明』の欄の記載は，『意匠に係る物品』の欄に記載された物品の理解を助けるためのものであるから，物品に関する願書の記載は，願書の『意匠に係る物品』に記載された物品の区分によって確定されるのが原則であり，『意匠に係る物品の説明』の記載によって物品の区分が左右されるものではない。」として，「意匠に係る物品の説明」欄の記載に基づいて本件登録意匠に係る物品の範囲が被控訴人商品に係る，キーホルダーとして使用されるカラビナにも及ぶ旨の控訴人の主張を排斥した。

続いて，本判決は，物品の類否の観点から，被控訴人商品が本件登録意匠の権利範囲に属するか否かについて検討し，「意匠は『物品』の外観に関するものであるから，物品を離れての意匠はあり得ないところであって，『物品』とその『形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合』とは不可分一体の関係にある」，「物品についての『類似』も，同法

（注，意匠法）３条１項３号の意匠についての『類似』と同じ概念であるということが出来る。したがって，同法２３条本文は，意匠権の効力が，『登録意匠及びこれに類似する意匠』についてその『登録意匠に係る物品と同一又は類似の物品』に及ぶことを定めたものというべきであり，意匠権の効力が及ぶ『登録意匠に係る物品と類似の物品』とは，登録意匠又はこれに類似する意匠を物品に実施した場合に，当該物品の一般需要者において意匠権者が販売等をする物品と混同するおそれのある物品を指す」とした上で，「本件登録意匠に係る物品は岩登り用具ないし登山用具として使用される『カラビナ』であるのに対して，被控訴人商品はアルミニウム，メタル製のハート型の形状をしたアクセサリーである。そうすると，被控訴人商品と本件登録意匠に係る物品とは，物品の使用の目的，使用の状態等が大きく相違していることが明らかであり，たとえ，被控訴人商品の形態と本件登録意匠の構成態様とが似ているとしても，被控訴人商品の一般需要者が具体的な取引の場で被控訴人商品と本件登録意匠に係る『カラビナ』とを混同するおそれがあるとは認め難いから，被控訴人商品は，物品の類否の観点からも，本件登録意匠の権利範囲に属するとはいえず，本件意匠権の効力は及ばない」とした。